

第 122 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和 3 年 8 月 4 日（水） 10：30～15：36

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、勢一智子構成員

〔政府〕 寺崎秀俊内閣府地方分権改革推進室長、加藤主税内閣府地方分権改革推進室参事官、近藤内閣府地方分権改革推進室参事官、中里内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

令和 3 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 29：地籍調査における事業計画の変更手続の廃止等の見直し（法務省、国土交通省）>

（高橋部会長）最初に修正方針の統一・明確化等のお話について質疑したいと思う。まず修正主義が取られている理由は一体何なのか。それから、修正指示の法的根拠は一体何なのか。

（国土交通省）提案には修正主義と書いてあるが、私どもとしては、回答に書いたとおり、筆界の調査を行う上では登記簿や登記所の地図あるいは附属書類、様々な筆界に関する慣習や現地の地物等の状況を含めて、もろもろの状況を踏まえて総合的にそれらを勘案して調査を行うことを考えている。もちろん公図というものはあるが、必ずしも修正主義というような何か手続をすることをうたっているわけではない。

（高橋部会長）承知した。ただ、ある意味では公図に近づけるという話になっているのではないか。

（国土交通省）もともと公図の精度というのが、かなり地域によってばらつきがある。調査を行うことによって非常に正確な筆界の範囲を特定していこうというのが地籍調査である。もちろん公図というのは登記されているものなので意義のあるものではあるが、必ずしも公図に合わせようというようなものではない。

（高橋部会長）登記官からの修正指示の法的根拠は一体何なのか。

（法務省）修正指示というのは登記官が成果物についてやり取りをする営みを指していると思うが、まず修正指示という概念自体は必ずしも正確ではなく、筆界の調査への協力の一環として登記官が例えば市町村に対して登記所にある資料等を用いて筆界についての説明や助言等を行うということは必要な協力として予定をされているものになることから、そういった調査段階における法務局、登記官からの助言や成果物に対する質問、事情確認、そういった営みがあるところで、これは必要な協力の一環として登記官が行っているところである。

（高橋部会長）協力するという根拠は何に基づいているのか。協力、助言の法的な根拠は何か。

（法務省）先ほど国交省の説明にもあったが最近の通達でもうたっているところである。

（高橋部会長）通達は法的根拠にならない。

（法務省）直接の法的根拠ということであれば、国交省が所管の地籍調査作業規程準則が根拠になると考える。

（高橋部会長）地籍調査作業規程準則というのは、法的な根拠としてはそもそも何か。

（国土交通省）国土交通省令である。

（高橋部会長）ありのままの登記簿、公図を見て判断するということか。そういう意味ではありのままということではどうか。

（国土交通省）はい。

（高橋部会長）ある種、地方から助言をお願いするということにはお願いするのだろうと思うが、では、登記官からいろいろ言われることに法的な根拠があると言われると、必ずしもこの準則から導かれるものではないと思う。

（国土交通省）そういう意味では、あくまでも登記簿を参考にする上で助言をいただくということである。

（高橋部会長）求めた場合に助言をいただくということか。

（国土交通省）然り。

（高橋部会長）自治体から協力を求めた場合に助言をいただくという、そういうことの法的な根拠になっている。

それでは、いろいろと言われたときにそれに従わなければいけないという意味での法的な根拠ではないということでしょうか。

(国土交通省) そのように考える。

(高橋部会長) そうすると、自治事務なのだから、これらの助言に従って相当な事務負担は発生するということだと、これは最小限にする必要があるのではないかと思うが、いかがか。

(国土交通省) やはり登記官は、登記の専門家なので例えば公図、古い地図の読み方とか助言を何かいただくことはあるかと思うが、いずれにしても調査のたびに、個別の調査ごとに何かやり取りするのも非効率な部分があるので、先ほど申し上げたように日頃から連絡会議などを開いて、全国統一の修正方針になるものはなかなか難しいと思うが、各地域で日頃から対話や調整など、地域での方針などをすり合わせておくことが重要だと考える。

(高橋部会長) 登記官からの助言がどういう性質のものなのか、我々も分からないので、大前提として法的にはっきりさせた上でこの制度を運用していただくことが必要なのではないか。そこは、是非、国交省と法務省の共同通知でもいいが、法的にこういったものだとすることを明示して、協議会の運営に当たっての参考にしてほしいということをはっきり示していただくことが重要だと思うが、そこはいかがか。

(国土交通省) 調査の各地での円滑な実施のためにも、市町村にとっても、あるいは地権者の方々にとっても負担を少なくしていくことは大事なことだと思うので、部会長の意見も踏まえて何ができるかを前向きに検討してまいりたい。

(法務省) まさに連携の在り方なので、今、国交省からあったとおり、どういった効率的なことができるかを検討させていただきたいと思う。

(高橋部会長) 2次ヒアリングまでに事務局とよく調整して回答いただければと思う。

(大橋部会長代理) 調査の一環で協力事務だという話だったが、実際の自治体の地籍調査の行政過程では修正指示というような形で捉えられているように、やはり、これは非常に重要な調査プロセスで、実際に、ここで登記官から具体的に言われれば、2年間かけた調査について、もう一回やり直すというところにまでつながるような大きなインパクトを持った行政活動であるということが今回の提案の前提。確かに国で全体的な方針は示せないというのはそのとおりだと思うが、それでは地域ごとのその地域に根差した方針なり、その登記官の基本的な認識は、ある程度そろえていただくことが必要なのではないか。例えば、先ほど出てきたような修正主義というようなものは形式的にはないのだということであれば、そのことも含め、こういう行政活動を行う場合の一般的なマニュアルや考え方、準則のようなものを調査活動などで示していただくというのが最近の行政活動の一般的な要請であり、今回の提案の根っこには、登記官が替わることによって言うことが違うという不満があるわけだ。そうすると、安定的な相談業務というようなものを続けてもらう意味では、私は会合では足りなく、それをある程度形にしたものをつくるような努力をしていただくことが大事ではないかなと考えるが、いかがか。

(法務省) 自治体の積み重ね、それから、法務局との連携の在り方ということになるので、そこはいかに効率的かつ迅速性が担保できるかということは、少しやり方を考えてみたいと思うし、もう一点指摘があった登記官ごとに言うことが違うではないかということがあるとすると、自治体側に少し混乱を生じさせることになるかと思うので、実態も踏まえた上でどういうことができるか、国交省と早急に検討させていただきたい。

(大橋部会長代理) 今回は提案が複数の自治体から出ているので、個別の案件ではなくて、いろいろなところで困っている、要するに行政活動のやり方として裁量性がちょっと高過ぎるということ。だから、そのところをもう一度、主務官庁としてチェックをしていただきたい。

(高橋部会長) ローカルルールは別のところでも言われている。個別の職員の裁量ではなく、しっかりとした、地域に根差したというのであれば、その地域ごとに、具体化できることは具体化していただければありがたいと思う。2次ヒアリングまでに事務局とよく調整していただき、結論を持ってきていただければありがたいと思うので、よろしく願います。

2番目だが、知事会でも強い問題意識がある。国会でも質疑されている。国会での問題意識もあるということで、地方分権改革有識者会議が調査したところ、平成22年度には法令の義務付けは344条項あったが、令和2年には505に増えている。各官庁が熱心で、法律をつくって確実に事務を遂行してもらいたいという話はよく分かるが、これをいろいろなところで自治体の力量を無視して事細かに法令で義務付けてしまうと、結局、地方公共団体の総合的な行政機能は崩壊してしまう。にっちもさっちもいかない現状があってこういう状態に

なっている。したがって、令和3年度の提案募集において計画の義務付けの緩和と廃止・縮減が重点テーマになっている。本件もその一つ。したがって、令和3年の提案募集における計画関係の提案については、まずは法令上の対応をしていただくということを最初に検討いただければありがたい。全体としての法令の条項を減らす、もしくは緩和するという方向をぜひ検討いただきたいという脈絡においてこの話をしたいと思う。事業計画の変更については、通達で義務付けているのだと思うが、いかがか。

(国土交通省) 変更の場合はそうである。

(高橋部会長) これは問題ではないか。自治事務なのに通達で義務付けることはおかしい話だと思う。

(国土交通省) 古い法律で、なぜ変更の場合の手続きが規定されていないか、定かでない部分もある。ただ、この事業計画に従って国から予算が措置される仕組みになっており、事業計画を変更するには国に協議していただいて国が同意しないと予算を出せないの、内容自体は妥当なものと思っている。もちろん金額の変更がない場合は協議ではなく、後で報告していただく形にしている。

(高橋部会長) 繰り返すが、変更の内容については毎年度の実績報告で把握可能なのではないか。

(国土交通省) まさに報告していただくということだが、その年度途中で例えば事業の調査箇所が変わって金額も変わる場合は国からの支出額も変わるわけであり、それはあらかじめ協議してくださいということである。

(高橋部会長) まずは軽微な変更であれば問題ないのではないか。

(国土交通省) 実際の国の支出につながるわけなので金額が変わると軽微な変更とは考えていないが、金額が変わらない場合は事後報告で構わないということにしている。その遅滞なくということが多大な負担だということであれば、そこは再検討する。

(高橋部会長) ただ、負担が変わるということについては、翌年度以降の負担金の配分で調整することは不可能なのか。

(国土交通省) その年度に実際に調査するわけで、その年度にその金額が必要な、後で調整するというのは困難だと思う。

(高橋部会長) まず、当該年度の初頭に計画し、その計画について交付金をもらうわけだ。変わったと言って、例えば多くなってしまったという場合については翌年度の負担金で調整できるようにするということが不可能なのか。

(国土交通省) その多くなった場合というのは、国ではなくてとりあえず自治体が立て替えておいてということか。

(高橋部会長) 然り。

(国土交通省) それは自治体的にも逆につらいのではないか。

(高橋部会長) 自治体がそうしたいというのであればそうするということが無理なのか。もし、それが嫌なら自分で計画の変更をすればいいわけで。

(国土交通省) 自治体が立て替えるとしても、それにより、国の配分の一部が拘束されてしまうことになるので、それは私どもとしては適当ではないと考える。

(高橋部会長) しかし、恒常的に定型的にやっている、大規模なものであればそれは計画変更が要と思う。では、翌年度にゼロになるというようなことはあるのか。

(国土交通省) そういうことはないと思う。ただ、実態上は、地籍調査は例えば今年だと145億ぐらいの予算が補正を含めてあるが、それでも各地域の要望を満たせない状況において、独自に自治体が先にやって後で来年度予算を下さいというようなことは私どもとしてもなかなか認め難いところだ。

(高橋部会長) 大規模なものであればそうかもしれないが、執行上、やむを得ず少し変更するということがあり得ると思う。そういうところまで同意協議を要求するというのは過大な義務付けだと私は思うのだが、そこはいかがか。

(国土交通省) 国の負担が変わってくるので、軽微でない変更の場合はあらかじめ事業計画を出していただくということをもって、私どもはそれで予算上の担保が取ればその協議に同意をするという形にはなっている。

(高橋部会長) ただ、この制度、変わったきっかけは重点5分野以外について流用があったのでチェックしなければいけないということで始まったというように聞いているが。

(国土交通省) 今の指摘については報告の件である。軽微な変更についてはこの1年ぐらいの間に報告について規定したが、重要変更についてはもともとの規定がある。

(高橋部会長) 負担金の話についてであれば、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の手続で十分で

きるのではないか。何故、計画変更まで要求しなければいけないのか。

(国土交通省) 地籍調査自体、全国で言うとまだ半分ぐらいしか終わっていないのだが、できるだけ加速するという上で十箇年計画を国で立ててやっており、それに基づいて各県も計画的に事業を進めていただいているところ、そういう意味で、法律で計画制度をつくらせて計画的に進捗させるという仕組みになっていると思うので、それは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律とはまた別の観点からの趣旨ということかと思う。

(大橋部会長代理) 今の点だが、やはり計画制度があって、その横に補助金関係の仕組みがついているということだと思う。初めに話があった事業計画だが、今どきの法律であれば計画策定手続を法定すると同時に変更手続も法定するのが一般的な姿だと思う。そこは古い法律だからという話だったが、そうなのかどうか。毎年度つくらせるような事業計画だから、その毎年度の中をさらに刻んで変更という手続をつくらなかったという立法趣旨ではないかと私はこの法律を見たときに読んだ。だから、1年で刻んでいるものの中をまたさらに刻んで同意や協議をつけることはやはり計画制度としてはあまりに細か過ぎて過剰な仕組みになるので、今、されている事業計画の中での年度内の変更ということであれば、この報告を取るとかチェックするということは補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の手続で十分足りるわけで、それをさらに事業計画の作用法でやらせるということが今の国と地方との関係とか、この計画制度というようなところからすると何かしっくりこないというか、重いのではないかという思いは、部会長からもお話があったが、他の構成員も認識は共有していて、そういうところから出ている提案なのだということを理解いただきたいと思います、いかがか。

(国土交通省) 同じ回答になってしまうが、私どもとしてはやはり事業計画に基づいて調査を計画的に行っていくことが重要だと考える。例えば最近年度途中で災害があって災害復旧するときに、急いで地籍調査をして境界を確定しなければ事業が進まないということもある。そういった事業計画の変更というのは、単なる金額の変更については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の手続でいいのではないかとということとは違う趣旨があるかと思うので、そういった意味では現在の仕組みを継続させていただければと考えている。その中でできるだけ負担が軽減されるように工夫はしていきたいと考えている。

(高橋部会長) 1次ヒアリングで我々の思いは伝わったと思うので、2次ヒアリングでしっかり今の話を踏まえた検討の結果をもう一度議論させていただきたいと思う。義務付けは必要最小限にしなければいけないので、そちらの思いはあるかもしれないが、できるのであれば別のもので担保して頂く話だと思うので、過度な負担は自治体にかけない。それは報告についても同じである。要するに重点について変更があった場合については翌年度考えればいわけで、必要最小限度のもので担保するという姿勢で物事を考えていただければありがたいと思う。2次ヒアリングのときにまたよろしく願います。

<通番 36：住民基本台帳ネットワークの利用事務の拡大（総務省、国土交通省）>

(高橋部会長) 国土交通省としては提案を実現する方向で検討いただくということでよろしいか。

(国土交通省) 然り。

(高橋部会長) そうすると、スケジュールはどうなるのか。

(国土交通省) 総務省と相談だが、できるだけ速やかにしていきたいと考えている。

(大橋部会長代理) 住民基本台帳ネットワークシステムを活用して行政事務を円滑にしてほしいという提案はこれまでもあった。今回の提案は、いずれの内容も、極めて喫緊の課題についてのものであるので積極的に対応いただけるということだったが、やはりこの仕組みを使わないと公用請求という今どきそんなというような手続に頼らざるを得ないようなところがあるため、ぜひ今回の提案の検討と同時に、これと併せて合理化できるようなところについては、住民基本台帳ネットワークシステムを担当されているところは積極的に検討していただきたい。

(高橋部会長) そういった検討はされるのか。

(総務省) 全ての事務を把握しているわけではないが、ご相談があれば適切に法律に規定していただくことにより、住民基本台帳ネットワークシステムを活用できる旨説明しており、活用可能な事務が広がるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えている。

<通番 37：行政事務における戸籍情報の電子的な利用の拡大（総務省、法務省、国土交通省）>

（法務省）資料 2 の 22 ページに第 1 次回答と記載しているが、こちらについては令和元年法律第 17 号による改正後の戸籍法の第 120 条の 2 第 1 項、これは令和 5 年度に施行する予定で現在準備しているが、本規定において、本籍地の市区町村以外の市区町村に対して戸籍証明書の請求ができる者を戸籍に記載されている者またはその配偶者、直系尊属、もしくは直系卑属、いわゆる「本人等」に限定している。

これは、戸籍事務へのマイナンバー制度の導入に係る戸籍法の改正について審議された、法務大臣の諮問機関である法制審議会戸籍法部会の中間試案について、平成 30 年 5 月から 6 月にかけてパブリックコメントを行った際に要望があり、その後の審議の結果、法務大臣に答申された戸籍法の改正に関する要綱案に盛り込まれたものである。

現在、令和 5 年度に予定している行政機関の手続における戸籍謄本等の添付省略をはじめとした戸籍事務へのマイナンバー制度の導入に向け、法務省、市区町村、関係省庁において、まさに大詰めの作業が行われているため、少なくとも同法の施行前に戸籍法の当該規定を改正することは困難であるということをお聞きしたい。（高橋部会長）まず 1 番目だが、法務省へ確認したい。1 次回答ではシステム的にも問題であるとの話があったが、今日の説明だと、少なくとも施行後までは待つてほしいというようなニュアンスに聞こえた。そこはいかがか。

（法務省）現在新たにシステムを設計しているので、システム面で難しいことはさることながら、過去の経緯ももう一度詳しく調べると、令和元年の戸籍法の改正、それから、今年成立した民法の改正、これも所有者不明土地問題に関連するが、民法改正時に、令和 5 年度から実施する広域交付の実施後の状況を見て、第三者請求全般について見直すようにという附帯決議もついているので、それらを考えると、令和 5 年度の改正戸籍法施行前に見直しをするのは難しい。当然、令和 5 年度までの間に、既に改正戸籍法の規定に基づいた形でシステム構築に向けて動いているので、システム面が一番難しいこともさることながら、附帯決議の問題もあるので、今回それを追加して説明した。

（高橋部会長）第三者請求と公用請求とを一緒だという意識で法制審において議論されていたのか。

（法務省）戸籍証明書の請求について、戸籍法では、大きく分けて本人等請求と第三者請求とに分かれており、第三者請求の中には様々なものがあるが、その中に公用請求として 1 類型あって、そのほか弁護士の請求やそれ以外の方の請求という類型がある。法制審の中では第三者請求について公用請求は別に検討すべきなのではないかという意見は全くなく、端的に申せば、その点については議論がされなかったが、本人等による広域交付については、パブリックコメントにおいて多数の要望があり、そこから審議が始まったため、本人等請求以外の第三者請求全般についてまで認めるのはちょっと難しいとの結論が出たというのが実情である。

（高橋部会長）パブコメの結果についても第三者請求と例外である公用請求という、公用請求まで意識してそういう議論をされたのか。

（法務省）第三者請求の中に公用請求が入っているので、とりわけて公用請求は別にいいのではないかという議論はなかった。

（高橋部会長）現行でも必要があれば公用請求はできるだろう。

（法務省）広域交付について公用請求はできないが、通常の本籍地の市区町村への請求については、公用請求はできる。

（高橋部会長）戸籍を有する市区町村以外については今の公用請求ではできないのか。

（法務省）令和元年の戸籍法改正では、本人等請求のみに限ることとされ、それ以外の第三者請求については対象外とされている。

（高橋部会長）では、どうやって市区町村は確認するのか。

（法務省）市区町村はこれまでどおり、市区町村に限らず国もそうだが、公用請求で本籍地の市区町村に対して請求を行っていただく。これまでと同様ということ。

（高橋部会長）これが何でできないのか。そこが私はよく分からないのだが、戸籍法には罰則もあるし、個人情報保護について公用請求については担保されているのではないのか。それが何でできないのかが私にはよく理解できない。

（法務省）これは平成 30 年の法制審議会において議論されたものであり、法律上、絶対できないというものではないが、本籍地の市区町村以外の市区町村が戸籍証明書を発行するということ、今回初めての試みとして令和 5 年度から行うものであり、引き続き検討すべき課題もあることから、まずは課題等が少ない本人等請求か

ら始めることとされた。それ以外の第三者請求については、請求の分量の偏りや、第三者請求一般については請求の事由を慎重に判断しないといけないというような課題があるので、まずは本人等請求から導入した。

ただ、先ほど申したように、今年の民法の改正の附帯決議がついており、先ほども国交省から説明があったとおり、ニーズがあるのは間違いないので、戸籍法改正法の施行後は、広域交付の実施状況等を踏まえて検討しなければならないと認識している。

(高橋部会長) 施行は令和5年か。

(法務省) 公布から5年以内ということで、厳密に言うと令和6年の5月ぐらいまでだが、今のところ、令和5年度に施行することを予定している。

(高橋部会長) 令和5年4月から施行。

(法務省) 令和5年4月ではなく、令和5年度のかなり遅い時期。まだシステムの開発等をしているので確定していないが、4月1日ではない。

(高橋部会長) 令和5年度内ということか。

(法務省) 令和5年度の3月31日までの間と理解していただきたい。

(高橋部会長) 真剣に明示的にそこまで意識して議論されたわけではない。そこまで待たずに準備的に今から議論していただく必要があると思う。システムをいじらなければいけないという点は理解できる。すなわち、今、走っているシステム改修に付加して実施することは難しいというのはよく分かる。しかし、今からでも公用請求について議論することは必要だと認識している。

(法務省) 法務省の立場としては、法制審議会で議論されて、その後の国会でも、第三者請求、第三者請求というのは公用請求以外の第三者請求という意味だが、弁護士や司法書士による広域交付についても強いニーズがあると強く言われているのは認識している。しかし、ここだけ切り離して公用請求のみを可能にするとの観点から再度議論するというのは、形式上はまた法制審で議論すればいいではないかとなると思うが、現実的には難しいということは理解いただきたい。

(高橋部会長) またシステムをいじるとなるとかける時間が長くなって、今のデジタル化のスピードに合わないのではないかと。率直に言わせて頂くと、デジタル化を進めようと国全体が令和2年の対応方針に記載されているように、政府一丸となってデジタル化を進めようというときに、議論していなかったことについて、議論してないのだからあらかじめ施行状況を見て、そこから議論し出します、というのではスピード感が全然ないのではないかと。

(法務省) 指摘はもっともで、システムがしっかりやればいいではないかというようなことかもしれないが、今回強調したいのは、本籍地以外の市区町村が、要は他の自治体の戸籍謄本をシステム上、検索して発行するのは初めての試みであるので、これは、今予定している本人等請求についてしっかり準備してやらないといけない点である。ここにさらに付加的に新しいものが加わっていくということはなかなか難しいというか、実際法制審議会でも本人等請求に限るとの結論になったので、そこについて施行前にやるというのは難しいということとは理解いただきたい。

(高橋部会長) 法制審の議論について、確かに弁護士や司法書士の話はよく理解できる。それが議論になっているというのもよく分かっていて、いろいろな判例でも出てきている。しかし、本当に地方公共団体の請求について議論されたのか。

(法務省) 地方公共団体による広域交付について明示的には議論されていない。

(高橋部会長) そうであれば、そこは今のデジタル化の流れの中で政府全体として取り組んでいるのだから、法制審に対して、もう一回議論してくださいとお願いするのは別に悪くないのではないかと。

(法務省) 広域交付については、地方公共団体だけにニーズがあるわけではなくて、弁護士や司法書士などにも広くニーズがあり、さらに先ほどの附帯決議も出ている中で、公用請求のみを改めて検討するのは、これまでの法制審での議論や国会の審議の附帯決議の状況からなかなか難しいのではないかと。

(高橋部会長) あなたは、閣議決定、令和2年の対応方針を見ていないのか。令和2年の対応方針において、各省はそれぞれ所管する行政手続のうち、地方公共団体に対するものについても速やかに見直しを行うこととされている。この対応方針が閣議決定されたのは法制審の議論の後でしょう。コロナの中で世の中が変わった。変わったのに、それに対して対応しないというのは怠慢ではないか。

(法務省) 対応方針については、法務省としても検討しなければならないと思うが、令和元年の戸籍法改正により、令和5年度にやると決まったものであり、なおかつ、今年の民法改正でも附帯決議が出ている中で、公用

請求のみのために戸籍法を改正するのはかなり困難であることは理解いただけないかというのが率直なところである。

(磯部構成員) やはり明示的に議論しなかった論点について、かつ今、部会長が指摘になったように令和2年に大きく方針が変わったはずで、やるべきことをやっていないから追加的に議論するということをしてはいけないという理由を探すとするのはやはり必要ないことだと思う。追加的にやるべきではないか。何度話を聞いても納得できなかったの、ぜひ次のヒアリングまでにできることを検討いただきたいという、今のやり取りを聞いていて本当に率直な感想だけ一言。

(勢一構成員) 私も重ねてとなるが、この地方分権改革の提案募集の仕組み自体が毎年、地方公共団体から提案を頂戴して、それで制度をよくするように検討していく。毎年やっているもので、今回は、令和3年の提案としていただいたものであり、しかもかなりたくさん追加共同提案団体から声が上がっている。これまでの検討の経緯は、紹介いただき、その経緯自体は承知したが、その後この提案募集の議論が始まっているというところ、そこはやはり受け止めていただく必要がある。

加えて、地方自治体の側のニーズである公用請求については議論されていないということであるので、やはりこの提案をきっかけとして議論を一度していただくことをお願いしたい。

(法務省) 1つ付け加えさせていただきたいが、ニーズについては地方自治体のニーズというよりも第三者請求全体としてのニーズが強い。広域交付については、パブコメでも強い意見があり、法制審の中でも審議があったが、まずは本人等請求に限って行うこととした。市区町村からの公用請求のニーズだけでなく、第三者請求全体に強いニーズがあるということは、これを踏まえたものである。

(高橋部会長) だから、第三者請求一般を十把一絡げにするという議論の仕方はおかしいのではないかと考えている。弁護士は分かるのだけれども、それと、公用請求とはレベルが違うのではないか。そういう意味では、第三者請求全般をひとくくりにして議論するのは筋が悪いのではないか。

(法務省) 公用請求以外にもニーズがあるのは間違いない。ただ、公用請求の場合には、部会長の指摘もあったとおり、守秘義務や罰則があるので、例えばなりすましが発生しにくいことはあると思うが、請求全体としてのニーズは第三者請求全般であって、公用請求だけ強いと判断することはなかなか難しいのではないかと考えている。

(高橋部会長) おかしいのではないか。ニーズの話と可能かどうかという話はレベルが違う。ニーズがあってもできないことはできない。そして、ニーズがあってできることはやるべきである。そして、ニーズがあるという話については、その点は共通していることは理解する。しかし、制度化するときそれが可能かどうかという議論があるわけでその議論を法務省はしていないではないか。公用請求を可能としていいかどうか。可能かどうか、立法政策的に適切かどうか。そういう議論は法制審でされていないのではないか。

(法務省) 第三者請求全般については議論している。

(高橋部会長) 全般について議論するというやり方はおかしいと申し上げている。弁護士の請求やいろいろな方の請求があるのは認識している。ニーズがあるのは分かっている。しかし、どの請求が可能か、立法政策的に妥当かどうかという議論をしていないではないか。第三者請求の各種の類型の中でどれが妥当か、立法政策的に妥当かという議論を法務省はされていない。なぜそれをしないのか。

(法務省) そこを議論した上で再検討すべきという意味か。

(高橋部会長) 本当にしたのか。

(法務省) 平成30年の法制審議会では、第三者請求のうち、公用請求については広域交付を認めていいのではないかと議論はされなかった。

(高橋部会長) ないのであれば、令和2年の閣議決定に従って我々はやり直していただきたい。それは今の政府全体の義務である。法務省も政府の一員であるのであるから、しっかり議論してください。持ち帰っていただきたい。もう一度、2次ヒアリングでやりましょう。

(法務省) 今日いただいた意見について持ち帰りたい。

(高橋部会長) では、次の議題だが、これは番号法で追加したということは戸籍も追加できないか。そこは総務省としていかがか。

(総務省) 平成20年の住基ネット関連訴訟の最高裁判決においては、住基ネットについて、ただ、本人を特定するための情報のみを流すものであることを踏まえて、合憲とされたものと理解している。その人の属性情報とは違うので、その部分は慎重な検討が必要と考えている。法務省がおっしゃっているように、そもそもそうし

た情報を流通させること自体に法務省も非常に逡巡されているほか、これまでの経緯からも戸籍の情報というのはかなり機微な情報というように認識されている部分もあると思うため、住基ネットでシステムがあるのでそこから流せばいいではないかというようにはなかなかならないのではないかと考えている。

(高橋部会長) ただ、事実上、これは住基ネットとこの法務省のシステムをつなげば迅速にできるのではないかなので、システム運用上は情報連携みたいな形をつなげば事実上同じことが可能になるということではないか。

(総務省) ご提案の趣旨をくみ取れていない部分もあるのかもしれないが、本籍地と住所地で連携を取る必要のある事務のため住民票に記載することとされている最新の本籍地の情報を住基ネットに追加すればよいのではないかとご提案だとすれば、各市区町村の住基システムで管理されている情報のうち本人確認情報だけを吸い上げた住基ネットにご提案のような情報を吸い上げてよいということになれば、技術的には不可能ではない。

ただ、繰り返しになるが、住基ネットを構築する際に、最高裁も指摘しているが、本人の属性情報も含め、全部入れてしまうと、個人情報のデータマッチングのようなおそれがあるのではないかと議論があったため、この部分については慎重に考える必要があるということだと認識している。

(高橋部会長) それでは、2次ヒアリングに向けてよく令和2年の対応方針を踏まえて検討いただければありがたい。

<通番 35：登録免許税の軽減等に係る市区町村による住宅用家屋証明の廃止（法務省、国土交通省）>

(高橋部会長) 国土交通省として提案に沿って対応したいということであれば、法務省としても積極的、前向きに検討いただけるということでもよろしいか。

(法務省) まず、これは自治体のほうの負担で行われている関係で、それを国のほうへというような大きな要望が出ているところであるので、その方向性がどうなるかということも、国土交通省で検討されることになる。

その上で、ただ、国に事務が来たときにどの範囲でどういう体制でやるかという辺りはまだ協議はできていないので、そこは少し検討をしつつこれから相談をしたいというように思っている、そんな段階である。

(高橋部会長) 国土交通省はいつまでに法務省にそういう相談をしていただけるか。

(国土交通省) 今回、令和4年度税制改正要望を財務省にさせていただくことになると思うが、その過程で、要件の確認方法、確認書類等についても併せて説明をする。法務省にもそれらの事項を説明した上で、どういった制度が可能なのか、どうしたら確認いただけるのかということを考えている。令和4年度要望の中で考えたいと思っているところである。

(高橋部会長) 税制改正要望は9月ぐらいまでか。何月までか。

(国土交通省) 税制改正は基本的には12月いっぱいぐらいまでかかり、その後、細かな要件を決めていくことになるので、12月の地方分権の対応方針とりまとめのタイミングには間に合わない可能性が高いと思っている。

(高橋部会長) ただ、方針、方向性は出るか。

(国土交通省) そもそも軽減措置が延長されるか否かということがはっきり決まらなないと国土交通省として発言できず、延長されることが決まって初めてこういうようにやりますというように言えるので、そのあたりについては了承いただきたい。

(高橋部会長) では、タイミングについては事務局とよく相談いただくということでもよろしくお願ひしたい。法務省にはお願ひだが、その際にはぜひ協力のほどをよろしくお願ひしたい。

(法務省) まず今の段階では実際に自治体でされている具体的な業務内容、事務内容というのはどういうものかというような説明を国土交通省からはまだ受けていないような段階である。その説明や方向性が出れば実態も把握した上で、国でどうやるかという辺りはよく相談したい。

(高橋部会長) 下相談はぜひしていただいて、その下相談を終えた上で、2次ヒアリングまでに法務省から前向きなお答えをいただければありがたいと思っている。

(国土交通省) 下相談いたしたい。

(高橋部会長) では、そういうことでもよろしくお願ひしたい。

<通番 30：下水道法に基づく計画の変更手続等の見直し（国土交通省、環境省）>

（高橋部会長）冒頭にまず問題意識をお話するが、両方とも計画の義務付けの一つの表れというように整理できると思う。計画策定の義務付けの見直しについては、全国知事会においてワーキンググループを設置して検討を行うなど地方においても強い問題意識がある。国会においても質疑が繰り返されるなど強い問題意識を持たれている。実際、地方分権改革有識者会議において調査をしたところ、令和2年までに大体全体として計画策定の義務付けが10年間で1.5倍になっている。

各省庁が所掌の事務について地方公共団体に確実に事務執行してもらいたいという意識から、各法でいろいろと義務付けているというのは理解できなくもないが、これを各府省が各所管について全てやり出すと、結局、地方公共団体の処理能力をオーバーフローして肝心の住民へのサービスが行き届かない、計画倒れに終わってしまう状況にあると思われる。

そのため、今回令和3年の提案募集においては計画策定等を重点募集テーマとして位置づけたところである。

以上のことから、全体として計画関係の提案についてはまずもって廃止・縮減の方向で法令上の対応をお願いするというのを、共通して各府省をお願いしている。その上で個別のお話をさせていただきたい。

さきほど国として全体の広域調整の必要性のお話をされたが、最終的に総量的に協議ができていけばよいということであれば、複数の都府県の間で協議が整っている場合には国が出ていく必要は全くないのではないか。

（国土交通省）それぞれの都府県が削減すべき汚濁負荷量が流域全体で見ると統一的方法を用いて決められているかというような観点で見ている。3ページのように県又は市町村ごとに処理場があるが、下水処理場は通常処理とより水質レベルの高い高度処理があり、例えば通常処理を採用する、高度処理を採用するというのも県間でアンバランスがないように広域的な確認、調整を行っている。

例えば、東京湾のような大きな水域で環境基準を達成するためには各都府県において広域的な観点から統一して、どういう処理方法を採用していけばいいかということも考えながら必要な汚濁負荷の削減量を決めている。

（高橋部会長）しかし、複数都府県にまたがらない場合はこういった調整をしなくてよいのであれば、その適正はどうやって担保するのか。

（国土交通省）またがらない場合は県の管内市町村なので、県がその調整をしていただいているという認識である。

（高橋部会長）県が適切に行っていることの担保はどうしているのか。複数の市区町村内の調整について県が責任を持って担保するとしているということとをどのように担保するのか。説明いただいた理屈と同じ理屈でいうと、そこまで担保しないと話が通らないのではないか。

（国土交通省）基本的には、流総計画の策定については、技術的助言であるが手続のガイドラインなどがあるので、そのガイドラインに沿って各県の中で調整していただいているという認識である。

（高橋部会長）そうすると、複数都府県にまたがる場合でも同じように整理できるのではないか。ガイドラインに沿って各共通する問題になっている都府県が適切にガイドラインに沿って協議すれば、広域調整をわざわざ国が出張っていく必要は全くないと思う。

（国土交通省）その点については、県が市町村と調整することと各県ごとが調整することは異なるものと思っており、各県ごとについては利害がある程度衝突する可能性もあり、その調整に時間を要するおそれもあることから、国が出ていって協議をさせていただいているということである。

（高橋部会長）整わなかったら国が出ていけばいいのであって、整ったら別に国が出ていく必要はないではないか。ガイドラインに従って整っていれば別に構わないということではなかったか。

またがらない場合は市町村内で調整して県が成果を出していればそれで国はよしとしていることを踏まえれば、ガイドラインに従って都府県間で責任を持って調整できていけば何も国が出張る必要はないのではないか。

（国土交通省）調整に時間を要するおそれもあるので、国が事前に調整をさせていただいている。

（大橋部会長代理）流総計画自体は10年くらいのスパンで見直し、更新をするようなものだが、その前提で、今回の地方公共団体のお話を聞くと、先ほど説明のあった協議、調整の必要性というのは理論的によく分かる点だが、10年かけて計画の変更を行っているといった話も出ており、事前の調整事務というのが現場

ではかなり大きな負担になっているということが提案の底辺にある。さらにそれについては提案団体だけの特色ではなく、追加共同団体からも過大な期間だというような話が出てきている。

実際に現行で行われている事前協議や調整手続が、どれぐらいの事務量を要求しているのか具体的に主務官庁のほうで把握しているのか。他方で、削減目標、窒素、リンなどの配分等の調整、修正が行われるということであったが、提案団体においてはそういう配分修正はなかったというようなこともあり、実際に今まで行われてきた中で本当に調整や修正の必要性がどの程度の頻度で出ているものなのか。言い換えると、調整を具体的にどのような形でやっているのか説明いただきたい。調整の必要性や調整の具体的な中身と、現在地方公共団体が抱えている事務負担について問題が提起されていることから、少しでも事務を軽減するような策を何か提案できるものがあれば逆にいろいろお示しいただきたい。

(国土交通省) 石川県以外の他の県からも追加共同提案をいただいております。その内容については、基本的には河川検討で時間を要していると認識している。河川検討について、石川県の事例は、事務所あるいは地方整備局との調整、その中での資料の修正のやり取り等を何回も重ねた結果、長時間がかかったということで、指摘のとおり。

他の県においても、河川検討について、実態として数か月で終わるものもあるし、数年要しているものもある。そういうこともあり、今回、しっかり実態を踏まえて河川検討の手続の迅速化について検討させていただければと思う。

また、汚濁負荷量の調整については、東京湾以外でも実施しているが、汚濁解析なども国自ら行っていることによって、この結果の値を使用して各県が流総計画を策定していることから、正式協議があった時に修正してくださいということにはなっていない。全国的にすべからず協議した後に修正したかどうかのデータは持ち合わせていない。

(大橋部会長代理) 地方公共団体側に有益な協議であればこういった提案は言っていないと思う。これだけの労力をかけているだけの見返り、コストパフォーマンスが本当にあるのか、いろいろな事務をやっている中で疑義が出ている。

非常に驚きなのが、担当されている職員の方の数がすごく少ないこと。こんな人数でやっているのかというような人数で、その限られたマンパワーを下水道の分野について有効に使いたいという思いがあり、できたら実効性があるところに配分したいというのが地方公共団体の中にあるのだとすると、やはり過剰になっている点や、少しでも事務が軽減できる点については技術的にもどんどん軽減いただきたい。この人数でやっている地方公共団体の財政事情を考えるとそれほどマンパワーを増やせるとも思えないので、何か均衡点を探したいという提案だと思う。そのため、そちらからもお知恵を出していただければ何か折り合えるようなところを調整できればと思うがいかがか。

(国土交通省) 指摘の件、例えば提案においても計画変更が不要な場合の拡大ということで、通常、流総計画については概ね20年から30年先の将来的な計画であり、ただ、20年、30年は長いので概ね10年ごとに流総計画を変更する必要があるかどうか検証していただいている。その検証の際に、変更がなるべく不要となるようなこと、事務の簡素化についても提案いただいているので、そこについてもしっかりと検討をさせていただきたい。

(高橋部会長) 先ほどの話だが、時間がかかるおそれがあるということであれば、届出でいいのではないかと。何かそこで重大なガイドライン違反がなければ事後的に再修正を求めればいいのであって、都府県間の協議が整っている場合についてまで協議を要求する必要はないと思うので、そこは2次ヒアリングまでに検討いただきたい。

それから、都府県の中に複数の水域、海域がある場合について、2以上の都府県にまたがらない水域、海域は協議の対象になっているのか。

(国土交通省) またがっていないものは、協議の対象外となっている。

(高橋部会長) そこは法令上、協議対象から除外すべきなのではないか。そこは条文上、不明確なのではないか。

(国土交通省) 条文上対象になっていない。

(高橋部会長) そういうように読めるということか。

(国土交通省) 提案団体の場合は2つの河川を1本の流総計画で持ってきているが、別々に持ってくれば明確であり、下水道法第2条の2第7項の規定の趣旨により条文上も対象外という認識をしている。

(高橋部会長) では、そこは明確にしていきたい。

(国土交通省) はい。

(高橋部会長) それから、河川関係の検討は負担が重く、事務的な技術的な助言にしかすぎないのに、例えば近畿の整備局、北陸整備局のどちらにも個別に協議するような話になっている。これは国交省としては一本化しないといけないのではないかと。協議の仕方については、行政手続法第11条もある。これは私人との間の規定だが、複数の機関と協議する場合は国交省側においても一本化して協議することが必要で、こうした事務負担の軽減について、2次ヒアリングまでに検討いただきたい。

また、2番目の下水道の事業計画についてだが、100ヘクタールがある意味では一つの線引きになっているのではないかと。例えば下水道法施行令の5条で100ヘクタール以下の公共下水道については環境大臣の意見を要しないという話もあり、4条の2であれば国交大臣への協議となるかの基準が100ヘクタールという話だが、この辺の100ヘクタールのお話というのはどういう意味で線引きがされているのか。

(国土交通省) 100ヘクタールについては平成12年4月の地方分権一括法の施行前は国土交通大臣が事業計画の認可をして、一部については都道府県知事に委任するというようになっていた。昭和61年当時に政令を改正して100ヘクタールとしたが、委任できる範囲を検討するに当たって、当時の資料を見ると認可件数や処理人口を整理して都道府県にかかる負担を考慮した結果、予定処理区域の面積100ヘクタール以下の公共下水道であれば都道府県の対応能力上も支障がないと判断し、その100ヘクタールを踏襲しているといった経緯である。

(高橋部会長) 例えば今回の提案は拡大区域面積が当初面積の0.004%だが、そういったものについても一律に協議を要求するという点であるとすると過大なのではないかと。そういう意味では、裾切り規定は要るのではないかとと思うがいかがか。

(国土交通省) 面積で一概に能力に影響がないと言えないというのは、例えば最近、し尿処理場が老朽化してし尿処理場を下水処理場につなぐような場合もあり、その場合はし尿処理場の区域、面積は小さいが、下水処理場の能力に影響があるということも想定される。もう一点の私人に対する義務については、区域が小さくてもそこに住んでいる住民の方々がいれば義務が課されるので、協議が不必要となる軽微な変更にはできないということである。

(高橋部会長) 私権制限の話は法令上の効果で、協議とは必ずしも連動しないのではないかと。今の説明だとその連動性が理解できない。要するに担保として協議が要るため、中身が担保できていれば別に県の責任で私権制限すればいいわけで、私権制限だからといって例外なく協議を要求するというのは理屈が違うのではないかと。

(国土交通省) 国土交通大臣協議か都道府県知事の協議かという点については、提案が軽微な変更にあたるものとする趣旨であったことからそういう回答をさせていただいた。軽微な変更となると予定処理区域を変更する場合にあっても利害関係者に意見を申し出る機会が与えられないというスキームになるので、そこは慎重に考えるべきではないかということである。

(高橋部会長) ただ、理屈として0.004%にすぎないものについて例外なく協議を要求するというのは比例原則的に負担軽減という点からいって納得できない。実際に私人との協議を国が別に実施しているわけではないといった認識でよいか。

(国土交通省) 然り。

(高橋部会長) そういった意味では実際の処理能力という点を担保しなければいけないという点は理解できるが、どういった影響、権利・義務に関係すると、国の協議が必要なるという点の根拠をもう少し明確にして欲しい。例外なく協議を要求するのは非常に過大であることから、もう一度検討いただきたい。

(大橋部会長代理) 現在、100ヘクタールというのを地方公共団体の方たちに説明するときの理論的な根拠は、何か実質的な内容で示すことができるのか。また、軽微な変更、例えば0.004%くらいの変更であれば全体は大きく揺るがないということと元のところで既に市民の私権制限についての了解は取れているということで、0.004%の変更の際にまた新たに私権制限の確認を要求するとかというような話ではないのではないかと。

(国土交通省) 1点目の100ヘクタールについては、今、持ち合わせの資料だとこの経緯以外承知しておらず、ある程度大規模か大規模でないかというメルクマールが100ヘクタールという認識である。

2点目については、0.00何%であっても、そこに住んでいる住民にとっては、今まで予定処理区域でな

かったのが予定処理区域になったということで整備されれば接続義務ができるということで、たとえ人数が少なくても住民の方から見ればイチ・ゼロの世界ではないかという認識である。

(高橋部会長) 繰り返しになるが、私権制限の話と協議の線引きの話は別物ではないかというのが我々の見解であるので、もう一度よく検討いただければと思う。

<通番 17：鳥獣管理に関する計画の統合及び策定手続の見直し（環境省）>

(高橋部会長) 3年、5年の中期、それから、年度を越えることは差し支えないというのはどこで決まっているのか。どのレベルでの話なのか。

(環境省) 基本指針の中でガイドラインを示しているところである。

(高橋部会長) 基本指針でガイドラインを示している。では、環境省の判断で審議会において決まったということか。

(環境省) そのとおり。基本指針を策定する場合には、専門家の先生に審議会の中で審議をしていただいて意見をいただいた上でということになるが、最終的には環境省の判断になる。

(高橋部会長) 環境省レベルで決まる。承知した。

中期計画と、実施計画という区別は分かったが、別に中期的にやらなければいけない都道府県ばかりではないと思うが、一気にやりたいときには一緒に定めることはできるということか。

(環境省) 中期計画の期間の範囲内で実施計画を定めることはできる。

(高橋部会長) そうすると、法令上、一緒に定めることもできると書いていただくと分かりやすい。あわせて定めることも妨げない、一体のものとしてというように法令に明記する。

(環境省) そこは検討が必要だと思うが、やはりそれぞれ性格が違うものであり、特定鳥獣管理計画は鳥獣保護管理法に基づく制度として、先ほど申し上げた狩猟なり、それから、農業被害にどう対応して許可するかといった様々な制度によって全体の目標をどうつくって、そういったものを安定的にどう管理しているかという計画である。

ところが、指定管理鳥獣の制度というのは、政府全体で10年の間でシカ・イノシシを半減する目標に向けて徹底的に捕ることを政府が中心となってやるのだと。その中で効率的、効果的に、とにかく一刻も争う被害が拡大しないうちにそれをコントロールしていくのだということなので、明らかに法目的の中では性格を異にするものなので、包含することは可能だし、その中で整合性を取るとことはもちろん必要だと思うが、それをアプリオリに最初から同じもので構わないのだというのは難しい。

(高橋部会長) あわせて定めることもできますということを示的に書いていただきたい。

(環境省) 書くというのは、例えば指針の中でということか。

(高橋部会長) 例えば鳥獣保護管理法第14条の2の第8項、第9項、第10項辺りに書いて入れ込んでいただければありがたい。

(環境省) それを入れ込まなければいけない保護法益というか、それについてはどういう解釈をすればよろしいのか。要するに都道府県の事務で実態上現行でもできることなので。

(高橋部会長) 環境省の指針で中期という話と実施という話があって、それが建前なのでしょう。しかし、管理計画と実施計画とは統合できることはお認めになっているわけである。それができるということを明確にするために法令上の根拠を与えていただけるとありがたいということ。

(環境省) その内容的に統合できるということで、概念上は明らかに先ほど申し上げたように性格を異にするものなので。

(高橋部会長) 一体のものとして定めることができるという条項を1個追加していただけるとありがたいというお願いである。

(環境省) それは法制上の問題だと思う。

(高橋部会長) 分権一括法で1個追加していただければよい。そこは検討願いたい。

(環境省) では、宿題としてそれは検討させていただきたいと思います。

(伊藤構成員) 繰り返したが、もちろん全体の管理ということと、事業の実施というものの目的が違うという話は分かった。しかし、形式的にやはり計画ということで両方2本立てになっていると自治体のほうも非常に負担が大きいというので今回の提案になっているということなので、例えば第二種の計画の中の一

部のパートとして、この指定管理鳥獣捕獲事業を位置づける。それで一本の計画として統合してしまう、そういうことも可能にするというようなことをぜひ検討いただきたい。

(環境省) 1点理解をいただきたいのは、指定管理鳥獣捕獲事業というのは、本当に1年ごとに見直してどんどんその対策を改善していくもので、これは国民の要請でもあるし、政策的な政治的なリクエストも非常に高いもので、例えば、これを5年間見直さないで非効率な捕獲を続けて、結局目標が達成できなくなるようなことだけは避けたいと思っている。

ですから、それをやらなくても本当に効率的なものができているのであれば概念上は統合が可能というように申し上げたわけであって、今、現実、5割以上の都道府県が捕獲目標を達成していないような状況なので、そこは改善をしていかないと、常にそこを見直して、なぜそれが捕れていないのかというところは指定管理鳥獣の実施計画の中で検討してもらいたいと考えている。5年前につくった特定鳥獣管理計画に即して対応していればいいのではないかと、そういった形であぐらをかかれてしまうと、この法目的、事業の目的が達成できないというように考えているので、その点だけは理解をいただきたいと思う。

(大橋部会長代理) 今の話を聞くと、やはり実施計画のほうは1年で刻んでやっていくのが原則で、管理計画は3年から5年というような形になると、自治体のほうは2本の計画を用意して対応するというようになって、今までもそうなっているのだと思う。

けれども、結局計画をつくるということは、それぞれについての事務負担というのが相当大きなものがあって、先ほど伊藤構成員がおっしゃったように、管理計画の中に捕獲の事項を定めることができるのだから、その中にその計画部分は盛り込んでいただいて、計画手続に係る労力はかけずに、他方で、事業交付金というようなものがこの実施計画についているのであれば、事業はそういう補助のほうで何か出していただくということで、計画策定を毎年義務付けるというやり方は重過ぎると思う。

特に提案団体から見ると、利害関係者への意見聴取や、関係地方公共団体への協議というのがかなり大きなものになっていて、これを毎年計画で要求するというのは事務負担としては重いということで今回の提案が出ている。しかも、追加共同提案団体が相当数出てきているという受け止めなので、そのところはやはり部会長がおっしゃったように、計画を統合してできるというような形のスタンスをきちんと出していただくということが大事だと思う。

(環境省) 承知した。どういった形で、現場も困らないような形で、かつ確かに我々も必要以上に実際の事務負担というのを増やす必要はないと思っているので。ただ、かなり交付金も多額のものを環境省としては出しているものだから、それが適正に効率的に執行されるような形でものをどうやって担保するのか、そこも含めて全体をもう一回考え直させていただきたい。

(高橋部会長) 2次ヒアリングまでにぜひ検討いただいて回答いただければありがたい。

後半の話について、結局、捕獲についての専門家に話を聴く合議制機関を設ければ、そこで諮問して結論を得ればそれでいいという回答か。

(環境省) そういうことである。例えば、実際ほかのいろいろな都道府県の中では、環境審議会の中に鳥獣部会という総合的な審議をする部会があって、そこで審議していただいている。

(高橋部会長) では、その場合は総会にはかけないということか。

(環境省) 最終的には総会にも上げているので、その手続を私は承知していないが、審議会にはかけるという形になると思う。

(高橋部会長) それが問題だという話だと思う、鳥獣部会のあと総会にかけないといけないということが。

(環境省) ただ、検討会とか連絡協議会をつくり、それが自然環境保全法でいう合議制機関として認められるということであれば、それで済むということなので。

(高橋部会長) 結局、その都道府県の審議会は、専門家はいないのに一々かけなければいけないのではなくて、やはりその道の専門家で合議制機関をつかって、そこに諮ればそれでもうよろしいということか。

(環境省) 要は自然環境保全法に基づくものとしてそれが設置されれば、それで合議制機関として認められるということ、そこさえ担保していただければ。

(伊藤構成員) 確認だが、自然環境保全法に基づく合議制機関として認められるのであればそれにかけるということだが、この自然環境保全法第51条第3項で、「この審議会等は組織及び運営に関して必要な事項は都道府県の条例で定める」ということになっていて、提案団体としては条例で定めてかなり重い組織であるというのが結構問題だと捉えている。むしろ、専門家の会議を独自に開いて、そこにかけたいという

ことだと思ふ。

この対応方針の案として51ページでお示しいただいているのは都道府県知事の判断によりとあるが、これは条例だと議会にかけなければいけないということもあって手続的には大変だということで、この回答だとあまり自治体にとってメリットが手続上はない可能性がある。どうしても自然環境保全法に基づく合議制機関でなければいけないのかどうかということを再度お伺いしたい。

(環境省) これに関しては、もともとこの法令ができたときから、この管理計画の制度ができたときから、そのときの法律の審査のときにこれで担保するということが定められているので、私自身ももう一度その理由というのは確認をしなければいけないというように考えている。1点確認したいのが、例えば検討会みたいなものが確かに条例で定めなければいけないというように読めるが、それは1回限りの手続であって、通常の審議会みたいなものとか、さらにそこだと専門家がいないから検討会を設置するというのが大変だというような中身だと思ふが、1回条例を定めてそういったものが合議制機関として認められれば、より簡素になって都道府県の手続も減るというような解釈が実態上はあるのではないかなとも思ふが、それだといけないということか。

(中里参事官) 提案団体が言っているのは、基本指針により検討会で検討するとなっているのに加え、自然環境保全法に基づく合議制機関の意見も聴かなければいけないという、ダブルで手続が決まっていて、そもそもなぜそういう2つの手続が必要なのかというところを一番問題視している。具体的な提案としては、検討会なりで意見聴取すれば足りるようにしてほしい、どちらかの手続さえ踏めばいいようにしてほしいというところを問題意識として持っている。

いただいている回答だと、あくまで現行の制度を前提に、検討会が合議制機関として認められるのであれば対応可能だということなので、そうすると、構成員がおっしゃったように、現状とそれほど変わらず、提案に対応する形にはなっていないということかと思ふ。

(環境省) 承知した。そのメンバー構成とかにもよるのだけれども、検討会とか連絡協議会をわざわざつくらずに、もう審議会の本体のみで審議を行っているという事例もあるというように承知しているので、そうであれば、今、言った二度手間というのは解消されているところもあるので、そこが本当にどこまでクリティカルかということとは各自治体のほうの意見も聴きながら考えていきたい。

(高橋部会長) 私も、素人ながら審議会一本では難しいのではないかなと思ふ。専門家もいない審議会に聴いても結論は出ないと思ふ。前さばきで協議会を経て審議会だったら、それはまだ分かるけれども、審議会一本というのはなかなか成り立たない話だと思ふ。

(環境省) ただ、実際には、知事の判断でそのような対応をしている県もある。多くは鳥獣部会という中でやっているのだから、これは国の通常のいろいろな審議においても、審議会は単に諮問、答申という手続、1つ増えますけれども、検討会とまたさらに審議会にかけるという二度手間よりは、多分審議会の下に鳥獣部会みたいなものをつくるというのは現実的なものかもしれない。

(高橋部会長) 結局そういう審議会に変わり得る専門家による合議制機関を条例でつくるという話、それが一つのチョイス。もう一つは条例で設置した合議制機関への意見聴取を不要とする、要するに検討会をつくって、そこで検討すれば足りることとする。自然環境保全法に基づく合議制機関への意見聴取を必要としている趣旨を確認の上、それを変えられるのかどうか、ということも環境省の中で検討いただければ。

(環境省) 承知した。先ほど申し上げたようにかなり緩和措置で法令の適用除外をこの計画に基づく事業についてはやっている部分もあるので、そういった観点と様々なステークホルダーの意見を聴かなければいけない観点が両方ある。

(高橋部会長) 実施計画ですから。専門家の本当に専門的な、これを何頭捕るかという実施計画なので、それをそうやって条例上の諮問をしなければいけないのかということも含めて検討いただきたい。

(環境省) 承知した。実際には、住宅地の近くでどうだとか、自分の土地の上でどうだとか、そういう問題も個別のところでは非常に現場レベルではいろいろあるものだから、その辺でトラブルにならないようにしたいというように考えている。検討させていただきたい。

なお、鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画などは合議制機関への意見聴取が必要だが、実施計画については、合議制機関への意見聴取は必要とされていない。

いずれにしても、全体としてもう一回、どこがクリティカルな問題かというのを精査させていただいて検討させていただきたい。

<通番 16：都道府県分別収集促進計画の策定義務の廃止（環境省）>

（高橋部会長）計画策定の義務付けについて、全国知事会でワーキンググループが設置されて検討が行われていること等、地方においても強い問題意識がある。国会においても質疑が繰り返されるなど議論がされている。今回、地方分権改革有識者会議で調査した結果、法定されている条項が過去10年間で1.5倍になっている。平成22年に344だったものが令和2年に505になっている。各省庁が所管の事務遂行のために地方公共団体に計画の作成を義務付けすることはよく分かるが、それぞれの省庁が法定計画の作成を義務付けてしまうと、自治体の適正な行政事務量をはるかにオーバーしてしまう現状がある。これは地方行政にとっては問題であり、令和3年の提案募集における重点募集テーマとなった経緯がある。したがって、計画策定関係の提案については、法令上の対応をお願いしたい。つまり、全体としての義務付けの条項数とその内容を廃止・縮減、緩和の方向で検討いただきたいということを通してお願している。

分別収集における都道府県の役割については理解しているが、都道府県分別収集促進計画のデータの部分は市町村分別収集計画のデータの積み上げということによいか。

（環境省）然り。しかし、結果としては各市町村のデータを足し合わせたものになるが、それを形づくりにあたり、例えば県内の市町村で頑張っているところと非常に分別収集量が少ないところ等の原因を分析して、どうしてそれしか集められないのか、もう少し努力する余地がないのかという議論をした上での結果として計画の中で例えば100トン集めるという形になるので、単に市町村から出てきたものを積み上げているわけではなく、そのやり取りのところが当然あると考えている。

（高橋部会長）そのようなことを都道府県が行う法令上の根拠はどこにあるのか。市町村が個別に計画を策定するときに都道府県が内容的に踏み込んで調整しているのか。

（環境省）改善を命令するという権限等はないので、技術的な助言になるが、やはり最終的には市町村で埋立地等の処分先がないということになると適切な廃棄物の処理ができなくなるため、そういった面でこの計画を策定するに際して各市町村とやり取りをしている。

（高橋部会長）それは都道府県にとって過大な事務負担ではないか。分別収集は市町村の自治事務であるのにも関わらず、都道府県がそのようなことをさせられる法令上の根拠はどこにあるのか。

（環境省）都道府県がさせられているというか、実態上、そのような形で市町村とやり取りをしているということである。

（高橋部会長）それは国からお願いしているのではないのか。計画策定にあたって、市町村とそのように調整することについてマニュアル等はあるのか。

（環境省）法令上、市町村が容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるという努力義務があり、都道府県は必要な技術的助言を市町村に与える努力義務がある。

（高橋部会長）では、技術的な助言ということか。

（環境省）然り。

（高橋部会長）それを3年ごとに、5年を一期とする市町村分別収集計画の策定にあたって、一々調整を行うことは過大ではないか。都道府県に努力義務があるのは分かるが、3年ごとに、5年を一期とする市町村分別収集計画を定めて一々都道府県が全て手取り足取り技術的助言をする制度は無理があると思うが、いかがか。

（環境省）技術的助言をするという話であり、指摘のように指導のガイドラインを示してやってくださいという話ではないが、適正処理が確保できるように都道府県で持っているツールを使いながら、計画をつくる際にはそういったことをやっているところもあるということである。

（高橋部会長）やっているところもあるという意味で良いか。

（環境省）然り。必ずやらせてもらうという話で運用しているわけではない。例えば大きな自治体、市町村であればもう既に適正にやっているのだから、そこを改めるよりは、どちらかという技術的にもマンパワー的にも手が足りないところを都道府県が技術的な助言という形でサポートしているということである。

（高橋部会長）それは計画と離れてやれば良いのではないか。データは積み上がってくるから、そのデータを見て都道府県が独自にこの計画とは別の形で技術的な助言をやればよいのではないか。

（環境省）説明が少し足りなかったかと思うが、計画策定のときにやってくださいというよりは、その計画をつくるという意義というか、実態として説明をしたところである。

（大橋部会長代理）今の話だが、これは法律を見ると分別収集促進計画は量の見込み等、数値に関わる部分が大部分であり、それに対して、分析や働きかけということを行っているところもあるという話であるが、提案団

体はこの計画は積み上げの部分が多く、個別の分析等は計画と離れてやればよいと言っている。それを計画という形で3年ごとに策定すると、いろいろな利害関係者との調整等の手続が入り、行おうとしている目的に対して事務負担が大き過ぎるとというのが問題意識である。これだけのことをするのに代えて、廃棄物処理計画に書き込めば、都道府県分別収集促進計画を定めたものとみなすことができることや、計画にも代替するものだという事等を法令上明記して、地方公共団体を計画策定の事務負担から解放するということが今回の提案の趣旨であるが、いかがか。

(環境省) そういった面でいうと、指摘のとおり、都道府県の職員の事務負担を軽減するという観点は重要だと考えているので、この容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の計画を策定するという目的を達成しつつ、ほかの計画と併せてつくることや、1つのものをつくることによって両方の意味づけを持たせること等で事務負担を軽減することについては指摘も踏まえて検討したい。

(高橋部会長) 要するに都道府県の廃棄物処理計画の中に広域的な処理を書き込む。市町村に対して、どのように技術的な助言をするかを書き込めばそれでよいということ、法令上に1項目付け加え、分権一括法に入れるとよいと思っているが、いかがか。

(環境省) どのようなやり方があるかは今日の議論も踏まえて検討したい。

<通番18：ダイオキシン類の汚染状況の公表の義務付け等の廃止（環境省）>

(高橋部会長) この回答をいただく前に考えていたことについて、この回答を聞いて考えが変わったのだが、これは電子システムができると別に都道府県から国への報告は要らないのではないか。

(環境省) どういうシステムを構築するかということにはなるが、法律上は報告と書いてあるということについて、実際施設の設置者が入力をする都道府県のほうに自動的に流れる。

(高橋部会長) だから、設置者にこのシステムに対する法律上の入力義務を課せばいいのではないか。

(環境省) 要するに報告をシステム上でやってくれということになるか。

(高橋部会長) 要するに、国がそれを把握、公表できる。ある処理をしたら、それが自動的にホームページで住民が見られますといった話になるわけではないのか。

(環境省) そのように作ればなる。

(高橋部会長) 作れば、そういうことなのではないのか。

(環境省) そういうことになるが、説明資料にあるように、例えばエラーチェックだとかそういうものを自動的にやることによって報告したのと同じ形を取れるようにするという事。

(高橋部会長) 多分普通の人にはそんなに間違えないだろうから、国のほうでAIが何かでチェックして、間違っているものに、国が間違いを直してね、と言って直せば自動的にそのホームページで住民がそこから見られるようになるのではないのか。

(環境省) そのようにはなる。

(高橋部会長) そうしたら、法の仕組みは全部がらがらぼんできるのではないのか。

(環境省) そこについては、確かに、もし本当にうまいシステムが作れたとして、やればできる部分はあると思うが、実際私も例えば別のところでもいろいろな立入りと併せた報告等を見ていると、やはり出てきた数字を自動的に全部国に流れるようなものはあるが、その数字の信頼性とか、それから、前年度と比較してずっと立入りを結構していたりするから、これはおかしいではないかという場合に施設に逆に問合せをするというようなことをやることによって、行政指導という意味でかなり有効になることは実際の実務上はあると私は考えているので、言葉上はそうなるが、ほとんど都道府県の手は要らないようにする。

(高橋部会長) デジタルガバメントは、紙を前提にしたものをデジタルにしろという話ではなくて、デジタルにするときに国のシステムをうまく合わせてくださいという話。だから、これでできるのだったら事業者に対して法律上、そのシステムに入力しなさいという義務を課す。都道府県は立入検査権限を持っているから、それがおかしければ立入検査して是正を命ずる。あとはAIで誤入力を軽減する。おかしいと思えば都道府県が立ち入って、そこが間違っていれば間違っていますと言う。そうしたら、もうそれでおしまい制度なのではないのか。

(環境省) おしまいという事。

(高橋部会長) システムとしては完結する。

(環境省) 報告とか公表の部分に関しての話については確かにそうなる。

(高橋部会長) そうすると、都道府県から国への報告義務は必要なくなるのではないか。

(環境省) 補足説明する。このシステムは確かに最初に事業者のほうで入力をしたものが最後、一気に通貫、国まで届くというようなシステムにすればというのがありますが、実は、先ほど説明したように、今までは一旦県のほうで取りまとめており、それを基に県のほうで立入検査等指導に活用してきたというような経緯もある。今回、事務負担は大幅に削減できるのだが、やはり一度、一気に通貫、国まで届くようなシステムになっていたとしても一旦県のところで内容をチェックする、そして、それを取りまとめて国に報告するというシステムがあることによって、県のほうでもそのデータを一旦中で取った上で精度の確認をする、そして、内容についての確認という意味を含めて立入検査に有効活用する。そうした形ができればと思う。

ただ、それをそのまま今までと同じ仕組みでやっていけば事務負担の軽減にはつながらないので、そういうシステムは残しながらも事務負担の軽減という観点から電子システムを活用してできるだけ都道府県のほうでの事務負担が軽減されるような、そういうシステム作りをしたいというように考えている。

(大橋部会長代理) 今、公表されたデータを基にという説明があり、今日頂いた資料も測定結果を基に各種行政指導とか立入検査に直結しているということで、公表データの存在意義を先ほどから繰り返し説明されているが、私どもが提案団体から聞いている話は、この公表のものは公表以外にはほとんど役に立っておらず、他方で、設置者に対しては立入検査を2年ごとに行っていて、そういう中で確認しているということで、それが実態なのであれば、説明にあった2つの結びつきというのは本当にそちらで確認されているのか。立入検査や行政指導のための前提条件としての情報収集というようなことが、今日の回答にもあるけれども、本当にそのようになっているのか。

先ほど言ったように、ある程度システムができて情報が収集できれば、事業者によって公表してもらっているところの情報は収集ができて、他方で、こういう定期的な検査をしていけば、その中で公表データを基にダイオキシンなどもチェックすればそれで足りるというように思っているが、今、公表取りまとめの仕事を自治体がさせられているがために立入検査に時間を充てることができず、むしろそちらに時間を充てたいという、そういう提案が出ている。その認識が随分違うと思うが、いかがか。

(環境省) 私どももこの提案があったので各都道府県等にアンケートを実施し、どのようにこの数字を使っているのか、それから、立入検査のときにどのようにやっているのかというようなことを聞いている。基本的にこのダイオキシン特別措置法の対象施設というのは、立入検査の頻度が非常に高いということはそのとおり。ただ、各都道府県としてどのような形で施設を選んでいるのか、それから、どのような指導をしているのかという数字との関係を言うと、まず未報告だとか未測定という形でデータが出てきていないところ、ここに関しては必ず連絡を取り、そして、その聞き取った内容によっては立入りをするというような判断をしている。

そういう未報告、未測定の場合のほうは、やはり違反事例が多くて、そこで行政指導というような形になるというようなことを聞いている。ですから、公表というか報告ということをするということにおいて、例えば未報告、未測定となっているような施設については必ず立入検査をしている団体もある。そうすると、そこが不適切な事例であるというような形で報告をいただいている。

(大橋部会長代理) 未報告、未測定をチェックするというのであれば、結局、新しいシステムで入力してないところに目をつけられただけの話で、公表義務をずっと継続する理由にならない。

(環境省) そのほかに基準超過といったようなところもあるが、幾つかのデータ、基準に近いようなところのデータに関しては施設に電話してどういう形で、測定法も結構難しいとは言わないが、それなりのやり方がある。

それから、その施設によって例えば一番大きな一部その数字が出ているということであれば、こういうところが要するに壊れていませんかといったような一部そこに修理、壊れていることがある可能性があるので、それを修理してそれから測定をしてみたらどうですかといったようなアドバイスをして、そして、数字の改善が見られた。なので、この施設に関しては今回立入りをしていませんといったような報告をいただいているということ、基本的にその数字、出てきた数字をもらって、その施設の運営状況がおかしいのではないかとといったようなことも県のほうから行政指導を行っているというように聞いている。

(大橋部会長代理) ただ、これだけの数の提案団体が出ているのだから、やはりこの問題は共通していて、言ったほどの効用は認めていないということなのではないか。

(高橋部会長) データをもらうのと公表のために入力したものを見るのとがどう違うのか。私には全く理解できない。打ち込んだものを見るのと紙で出してもらうのとどこが違うのか。

(環境省) 先生おっしゃる意味の話については、恐らく結局最終的にデータが測定者から入力されて同じところのデータベースに入って、それを都道府県、国が見られるというようなシステムになるのだったらいいではないかという話だと思う。我々も基本的にできればそういうところまでうまくいくならいいと思うが、ただ、その数字が最終的に例えば先ほど言ったように報告された数字によっては、これはおかしいからもう一回測定し直さなさいという場合もある。

(高橋部会長) それは確認した上で、立入検査権を発動して立ち入れればいいだけの話でしょう。何が違うのか。何かそこに問題があるのか。

(環境省) 同じようなことを考えていると思うが、その数字の報告、都道府県が正直申し上げて公表することということについて国が主体として公表するというのをこの法律としてはやっているわけではなくて、都道府県が住民に対して安心してもらうために公表してもらうというようなこと、それから、それに対して指導するというのをこの法律は目的にしているのとこのところの話をさせていただいているということ。

(高橋部会長) 都道府県は、調査して数字を見て行政指導しなさいという一文を新しく入れればいいだけ。都道府県は、システムを見た上で立入検査権に使いなさいという一文だけ入れればいいだけ。繰り返すが、紙のシステムを単に横流ししてシステムを作るのではなくて、システムに合った形で行政システムを適用しなさいというのが今のデジタルガバメント。だから、その観点からすると報告義務は要らない。都道府県がそれを見る、そのことをシステムに合わせてしっかりピン留めしておけばいい。そのところを理解してくださいという話。ぜひ2次ヒアリングまでに少しそこは検討いただければありがたい。

(環境省) 私どもとしては、このダイオキシンだけではなくてほかの法律もあるので、まとめてそこは作っていききたいというように思っている。

<通番 26：地域公共交通に係る各協議会等を一元化可能とする見直し（国土交通省）>

(高橋部会長) やはり外目で見ると相当難しい、複雑で、住民から見ると分かりにくい。そういう意味では、これは1つつくったらほかは省略していいというようにならないか。

(国土交通省) そういう意味ではそういうことになっていて、1つつくったらというのは、先ほどの表で言うと一番右側のマスタープランのための法定協議会。この協議会は、これはマスタープランですからぜひつくっていただきたいと思っているが、この中で一元化できるようにしている。

(高橋部会長) 一元化ということの趣旨をお聞きしたら、別々に任命して同時開催というのが一元化のイメージだという話だと思ったのでお聞きした。任命行為は必ず別々に行うという話だと思う。要綱の設置、運営要綱の設置、任命など、それは別にやらなければいけないというように伺ったのだが、そこは違うのか。

(国土交通省) 両方の委員を兼ねるという形は可能。

(高橋部会長) いやいや、任命行為は別々に必要、つまり、あなたを法定協議会の委員に任命します、私、高橋を法定協議会の委員に任ずると、地域公共交通会議の委員に任ずるという2本の任命が要ると。開催通知も同じだと。

(国土交通省) そういうことではなく、例えば一番右の法定協議会をつくった場合、この会議について、その自治体の中で例えば左の地域協議会も兼ねるというようにしておいてくれれば、法定協議会への任命をすれば両方の委員になったことになるので、別に任命を出さないといけないということはない。同時開催でもいい。

(高橋部会長) 同時開催は、任命は別々ではないか。

(勢一構成員) 今の点だが、先ほどの説明でも同時開催ができるとか、分科会として置くことができるというような説明だったと思う。そうすると、ここでお示しいただいた一元化の趣旨というのは、組織としては別々に存在するのだけれども、運営を一緒に1回の会議ですることができるというようなことを一元化と呼んでおられるのかなとお聞きしたのだが、それで正しいか。もしそういう趣旨で一元化とおっしゃっておられるのだとすると、結局3つの会議体を並べてつくらなければいけなくて、そうすると幾ら同時開催とか分科会にしたとしても、組織を維持するという意味では最低限負担はかかってきて、それでは軽減されないのではないか、効率化されないのではないか、そして、分かりやすくないのではないかという、問題があるかと考えているが、この点はいかがか。

(国土交通省) 1つの会議で全ての機能を兼ねますというようにその自治体が決めればそれで構わない。任命もそれぞれする必要はなく、名前もこれは自治体によっていろいろな名前があり、別にこの名前にも全然こだわ

っていないので、地域公共交通会議と名乗っているが実は法的整理としては地域公共交通会議兼法定協議会だったりするというのも現に自治体さんによっては存在する。

(勢一構成員) では、質問を変えるのが、例えば活性化法の法定協議会だけを設置したとする。その会議しか設置していないのだけれども、バス路線の休止・廃止の協議をそこでするというのは可能なのか、不可能なのか。

(国土交通省) 可能である。

(勢一構成員) そうすると、地域協議会をつくらなくても地域協議会で議論することをそこでしていいということなのか。

(国土交通省) 地域協議会の機能もこの会議でやるのだというようにしてくれればそれで構わない。ある会議があって、法定協議会があって、そこでうちの自治体は地域協議会としての機能もそこでやるというように位置づけてくれればそれで構わない。

(高橋部会長) その会議の設置は何で決めるのか。

(国土交通省) それぞれの自治体の設置要綱でよい。首長の要綱で構わないし、別に自治体としては例えば首長ではなくて部長が例えば置くというようにしているのだったらそれでも構わないし、何かこの法律的にこういうように置かないといけないというように縛っているものはないので、名前も、名称も置き方についても自由である。

(高橋部会長) その趣旨がはっきりしない。要するに知事もしくは担当部長級の担当責任者の責任において設置することができるものにおいて所掌事務を定めることができ、それを1つで設置することはできるという通知を出して頂く。これを一元化と言うから分かりにくいので、1つの組織で設置することができるという通知を書いていただければ、地方公共団体は紛れがないと思う。

(近藤参事官) 今までの先生たちの質問と重なるが、会議は1つであるが、結局名前は3つ要するのか、それとも、1つだけでいいのかということ。通知でできるということだが、例えば道路運送法の施行規則 15 条の4では、路線バスの休廃止については地域協議会において協議が整った場合というように書いてあり活性化協議会でできるとは書いていない。できる、できるとおっしゃってはいるが、法令的な根拠と擦れ違いというか、矛盾というか、そういったものがあるのではないかとということで先生たちも問題意識を持たれている。

(国土交通省) その点は我々、先ほどの64ページにあるように通知で、今の地域協議会というのは法定協議会としての機能を付加することも有効だというように書いてあるし、一応通知でできるのですよということは明確にしているつもりではある。

(大橋部会長代理) これだけ法律とか規則に設置根拠がある複数の会議体があるところを一緒にやるということであれば、この通知に書いてある中身、着地点は分かったが、ここに行くのにやはり通知一本というのは少し分かりにくいので、法令上、どこかでそれを書いてもらうということをしたほうがすっきりするのではないかと気がしてならないのだが、いかがか。

(国土交通省) こういう提案が出てくること自体、しっかり周知できていないと反省すべき点もあるかと思う。今、地域公共交通は本当にいろいろな課題があって、例えばこういう手引きをつくり、これを自治体の担当者が一生懸命見ながら、どういう手続で何をやったらいいいのかということを考えていくのだが、こういうところにも今の話も書いてはある。今の通知を抜粋して載せて、こういうことで兼ねてもいいのですよということは書いてあるが、まだまだしっかり周知ができていないということかもしれないので、そこはやっていきたいと思う。

(高橋部会長) 大橋部会長代理もおっしゃったが、通知ではなくて法令上、どこか省令か何かに安心できる形で、しかも、一番大胆なやり方が可能だと読める形で表現していただければ私はありがたい。この仕組みは分権で何回も俎上に載せられているのに、何回聞いてもなかなか難しい。住民にとっては分かりにくい。法律に書けとは言いつらいところはあるかもしれないけれども、そこは、例えば省令にでも。ただ、再生法があるので、再生法か何かに書いていただくのが一番いいのではないか。

(国土交通省) もともと小さいもの、大は小を兼ねるみたいな形で兼ねていいですよという形にはしているのだが、逆に小だけを開催したいとかそういう人もいる。

(高橋部会長) 「兼ねていい」と書いていただければ。

(国土交通省) それぞれ存在意義は一応ありますので、一々細かいことをやるのにマスタープランづくりの会議を立ち上げる必要はないという、そこはそうだと思う。そうすると、やはりそれぞれの、これは実は別の法律で、道路運送法の体系でやっているものと、あと地域公共交通活性化再生法というのも本当にモード横断的に

鉄道も含めて交通の在り方について計画をつくりましょうという、そういう法律なのだが、それと一緒にして兼ねることができるか、そういうところまで本当に必要か。

(高橋部会長) 附則に書けばいいのではないか。附則の第1項か第2項か何かに書いていただければ。2次ヒアリングまでに少し明確に、地域住民、それから、私どものような人間にも分かりやすいような形で一本化が可能なのだとわかるようにしていただきたい。無理やり一本化しろという話ではない。それぞれのニーズがあって、ニーズに合わせて開催できて、かつ一本化もできますということが外から見て分かるように法令的に表現できる手段をお考えいただければありがたい、というお願いである。

(国土交通省) そちらも考えたいと思う。

(高橋部会長) ぜひよろしく願います。

<通番 23：区域区分の変更に関する都市計画決定権限の中核市への移譲（国土交通省）>

(高橋部会長) 指定都市にはこの権限は移譲されているが、なぜ中核市には移譲されていないのか。

(国土交通省) 指定都市については、一般の市町村と異なり人口及び産業の集中を背景とする大都市特有の複雑多岐な行政需要を充足するために、原則、都道府県と同様の権限を有するということが都市計画法上は扱っているところである。一方、中核市はこのような都道府県並みの権限ということでの性格を与えられてはいないので、そこは政令指定都市と中核市については根本的な違いがあると考えている。

(高橋部会長) 後半の中核市が駄目な理由がよく分からなかった。市町村、指定都市は産業の集中とか大都市という話なので都道府県並みに、要するに大都市特有の観点から特別に指定都市に与えたというように聞こえたが、では、中核市はそういうことはないということなのか。

(国土交通省) 繰り返しの部分もあるが、指定都市については、人口・産業の集中といった大都市特有の行政需要の課題があるということで、広域的な業務についても都道府県並みの都市計画決定権限を都市計画法上与えているということであるが、中核市については、そういった県並みというような事務の扱い、処理ということは認めていない。

(高橋部会長) 中核市も人口的には多く、その地域の中核的な地位を占める産業とかもあると思うが。そういうことでは駄目なのか。

(国土交通省) 指定都市と中核市の違いについてだが、地方自治法において、指定都市が処理する事務のうち都道府県が一体的に処理する方が効率的なものは、中核市が処理できる事務から除くという整理がされている。地方自治法上、一体的な処理を県がやった方がいい事務は、中核市はできないという位置づけになっているので、都市計画法においても、その考え方を敷衍して権限配分をしており、指定都市については線引きは県並みとして決定できるけれども、その他の市町村については線引きの決定ができないという制度になっている。

(高橋部会長) 都道府県が一体とするとっても、その中核市の地域における細かな線引きの必要性というのは中核市に判断能力というのはあるのだと思う。全体として都道府県を見渡したときにこういうような基本的な線引きが要りますよというところは都道府県にあってもいいと思う。しかしながら、その基本線に従った細かな線引きまで何で中核市ができないのかというのが理解できず、そういった意味では、軽微なものであったら多少の凸凹のところに限っては中核市ができますよというやり方もあり得るのだと思うのだが、そこはいかがか。

(国土交通省) 区域区分については、先ほど申したとおり、都市計画区域全体を見据えて、言わば市街化区域と市街化調整区域を区分する一本の線だと思っている。その一本の線の一部について異なる主体が判断することは線全体の広域的判断というものの統一性、一体性を損なうものだと考えている。要するに都道府県が決める区域区分の線全体が、県が行う広域的判断の結果であると考えている。

(高橋部会長) それは固過ぎるのではないか。全体としてこういうところに線を引いていいということまで都道府県がやってもいいと思う。しかし、例えば数百メートルの範囲、そのところのさじ加減は中核市が行ってもいいということはある得るのではないかと思う。

(国土交通省) あくまで広域判断は都道府県が行うということであるが、仮にその単位で規模が小さい場合についても、これは広域的観点から都道府県が行うべきだと考えている。国の示している運用指針においても、街区単位であるとか土地単位、そういった小規模なものでも市街化の動向を判断して都道府県が決めるということで運用指針を示しているので、そういった規模の大小であるとかそういったことについても、あくまで広域的判断の範疇だと思っている。

線引きというのは市街化をコントロールする制度である。したがって、都市計画区域全体についてどれくらいの規模でどこを市街化するかというのは広域的な目で都道府県が判断すべきだと考えている。その上で、軽微なものについて中核市に移譲できないかということであるが、そうすると、線を引くことについて決定権者が2人いるということになってしまう。このときに県と中核市の判断が逆になってバッティングしたときにどうなるかという問題が生じる。例えば県の方はコンパクトシティを進めるために市街化を抑制したいから逆線引きをしたいといったようなときに、逆に中核市はその線を広げて市街化をしたいというようなこともあり得る。そのバッティングしたときの調整というのは非常に難しくなるとしており、1つの都市計画については1人の都市計画権者が決定すべきだと考えている。その上で、元に立ち返って線引きというものを誰が決定すべきかを考えると、広域的な観点で物事を見る都道府県が1人の決定主体になるべきと考えているということである。

(高橋部会長) 1人にするというのはいいと思う。繰り返すが、全体の線を引いた上で、個々の細かな、例えば具体的に言うとも市町村との境界に近接していない中核市の中のところについてとか、かつ、それが変更するところは一定規模であるとか、さらに言うと、それが全体としての市街化調整区域の面積を変えないというような条件であるとか、そういうような担保があり、大きな線引きに影響を与えないようなところであれば中核市がそれを動かさずとすれば、それは別に一本なのではないか。

(国土交通省) その場合でも同じ箇所について県が狭めたい、逆に中核市は広げたいというような。

(高橋部会長) 繰り返すが、市街化調整区域を引っ込める代わりにこちらは広げますという条件をつければいいのではないか。

(国土交通省) 中核市は軽微だと考えていても、都道府県から見れば。

(高橋部会長) 軽微の基準は法定すればいい。今、条件を示したではないか。

(国土交通省) それは一律に言えないのではないかと思います。

(高橋部会長) 繰り返すが、軽微だという条件を示せばいい。こちら提案を受け入れていただけるように考えてお話ししているわけで、今、言ったように一定規模以下だと、かつ他市町村との境界に近接しない、かつ例えば全体の市街化調整区域の何割以下だと、例えば0.5%以下だと、その全体にわたる面積、かつ市街化調整区域との規模は全体として当該中核市については変えない、といういろいろな条件があって、それで要するに都道府県の基本的な線引きの権限はこれで損なわれませんということがあれば、中核市がそれは上書きできるということをしていただいて問題ないのではないか。それは都道府県の広域権限を侵すことにならないのではないかとお願いだ。

(国土交通省) 先ほども申し上げたが、あくまで小規模のものについても市街化の動向ということで都市全体に影響するものもある。場所についても、それが軽微なものかどうかについては広域的な判断主体であると県と中核市で異なってくることがある。そういうこともあり、あらかじめそういう基準を示すことは非常に困難だと思っている。あくまで区域区分というものについては都市計画区域全体を見据えて県が総合的に広域的に判断すべきものだと考えている。

(高橋部会長) 例えば都道府県の地図に線を引くとすると、その鉛筆で書いた線は実際の面積らに引き直したら100メートルぐらいになるだろう。その100メートルの中で動かして何で悪いのか。

(国土交通省) 市街化の動向については、単なる総合的、総体的な面積というよりは即地的に市街化の動向、社会資本整備の状況等を見ながら判断していくものだと思っているので、トータルの量が変わらないからといってそれが市街化の動向に影響を及ぼさないということには決してならないと思っている。

(高橋部会長) それはそちらの思い込みではないか。都市計画はそんなにリジッドなものなのか。私は、都市計画はそういう話ではないような気がしている。都道府県の広域的な権限というのはそんなにリジッドな話ではないと思っている。

(国土交通省) リジッドかどうかということで申し上げているというよりは、即地的に総合的な判断をしながら財産権の制約を伴う都市計画の線というものを決めていく必要があるということを示している。

(高橋部会長) だから、即地的には必要な権限を持っている行政主体が決めればいい。その権限配分の話をしている。

(国土交通省) それを決めるにふさわしい権限配分として、決定主体としては都道府県であると考えている。

(高橋部会長) では、アンケートとかをする気もないのか。中核市がどれだけこれの権限移譲を要望しているかどうかということについて、どれだけ支障があるかということについてアンケートを取るとことは想定さ

れていないのか。

(国土交通省) 現時点では想定していない。

(勢一構成員) 説明いただいた制度の原則論はおっしゃるとおりだと理解している。広域での視点で判断するのが大事だということも承知している。その上で、今回の提案が出てきた背景を少し感じ取っていただきたい。具体的な支障事例で、中核市が自分たちの地域でこのようなまちづくりをやりたいと思ったときにいろいろできない。それはスピード感を持って対応できない、住民の要望に応えることができないということが現場にあって、それを解消する方法として何が選択肢としてあるのかというので出てきたのが今回の提案である。変更する面積が小さいであるとか他市町村との境界に隣接しないというようなものであれば比較的広域への影響を小さく抑えられるのではないかと、その範囲の中で権限を中核市に与えてもらえればその範囲内でまちづくりに工夫ができるのではないかと、という事情があると思う。先ほどのご説明でもあったように、広域でのまちづくり、都市計画の求めているもの、理想像とそれぞれ小さな市町村が求めている理想像がバッティングするということは恐らくあり得るであろうということも既に承知になっておられるのだと思う。そういう意味では、今回の提案が出てきたことを一つ契機として、何らか支障を解消することができる工夫があり得ないのか。制度と運用の全国の所管をしているお立場から何らか工夫が可能であるのであれば、先ほど部会長がアンケートというようなことをお伝えしたが、検討の余地はないのかなということをお尋ねしたい。

(国土交通省) 今回の支障事例については市街化区域の敷地に隣接した調整区域の開発を行いたい、それが小規模な開発の事例だということであった。これについては、2つの解決というかやり方があると思う。まずは県と市の都市計画の調整というものをしっかり連携を取って行っていただく必要があるのではないかと。そこは県と市の調整の中で市は自らの市の実情を県に伝え、県とはしっかり真摯に協議をしていく。市から都市計画の案の申出があった場合については、県は真摯にしっかり対応するということが制度上求められていると思うので、そういったところで解決していくということ。

それから、もう一点、小規模な開発行為については、調整区域の開発行為については、全く開発が認められないということではなくて、中核市に設けられている開発審査会の判断を経ながら中核市に権限を下ろしている開発許可権限の中で判断を行うということも可能だと思っている。そういった中で、今回、中核市が挙げられている支障事例については、かなりの程度、支障事例の解消ということについてはできる部分があるのではないかと考えている。

横須賀市から頂いている提出資料を拝見したが、現在の駐車場、約 2,000 平米というのを市街化区域に編入したいという要望のようだ。この種の個別的な開発に関しては線引きを変更して対応するというよりは市街化調整区域において開発許可を弾力的に運用できる、軌道修正できる制度が既に法律上ある。都市計画法の 34 条の 14 号という規定があり、そこは中核市に権限が下りているので中核市の開発審査会が個別に審査することになるけれども、このような駐車場のところを開発することについて、市街化を促進するおそれはないという判断をすれば中核市の判断でこの開発が可能になる。こういったケースについては、我々もいろいろな案件を各自自治体で見ているが、通常は 34 条の開発許可の弾力的な運用において対応すべきものだと考えている。

(高橋部会長) 最後のところはその都度都度、許可が要るのは負担だという地元の声もあるということもあり、そういう対応をできないというのが提案団体の意見だという話も最後、付け加えさせていただく。あとは 2 次ヒアリングで、また少し事務局とも相談の上、お話させていただければありがたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)